

仙台市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

仙台市水道事業管理者 加 藤 邦 治

仙台市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

仙台市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市水道局規程第八号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(地域手当)</p> <p>第八条 会計年度任用職員には、地域手当を支給する。</p> <p>2 地域手当の額は、第三条又は第四条の規定により管理者が定めた給料の額に<u>百分の六</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十四条 [1～3 略]</p> <p>4 期末手当の額は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>[一 略]</p> <p>二 第一項第二号ロに掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（同号に掲げる会計年度任用職員基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に<u>百分の七十</u>を乗じて得た額に、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額</p> <p>[イ～ニ 略]</p> <p>[5～7 略]</p> <p>附 則</p> <p>[1 略]</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>第十四条第四項の規定の適用については、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、同項第一号中「百分の十五」とあるのは「百分の十六」と、同項第二号中「百分の七十」とあるのは「百分の五十八」とする。</u></p> <p>3 <u>第四条第三項の規定により給料又は基本報酬の額が定められる会計年度任用職員のうち、管理者が別に定める職員については、前項の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。</u></p>	<p>(地域手当)</p> <p>第八条 [略]</p> <p>2 地域手当の額は、第三条又は第四条の規定により管理者が定めた給料の額に<u>百分の八</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十四条 [1～3 略]</p> <p>4 期末手当の額は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>[一 略]</p> <p>二 第一項第二号ロに掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（同号に掲げる会計年度任用職員基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に<u>百分の七十二・五</u>を乗じて得た額に、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額</p> <p>[イ～ニ 略]</p> <p>[5～7 略]</p> <p>附 則</p> <p>[1 略]</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>[削る]</u></p> <p><u>[削る]</u></p> <p>2 <u>この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。</u></p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和七年十二月二十五日から施行する。
- 2 この規程による改正後の仙台市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第八条第二項の規定は令和七年四月一日から、改正後の規程第十四条第四項第二号の規定は同年十二月一日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の仙台市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。  
(地域手当の特例)
- 4 次の各号に掲げる者（改正後の規程第三条第一項に規定するフルタイム会計年度任用職員（給料が日額で支給される者に限る。）

又は同条第二項に規定するパートタイム会計年度任用職員である者に限る。)に対する当該各号に掲げる期間における改正後の規程第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の八」とあるのは、「百分の六」とする。

一 別表第一備考2の管理者が別に定める者 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 別表第一備考3の管理者が別に定める者 令和七年四月一日から同年十一月三十日まで

(水道局総務部総務課)